

八幡平市に 建設工事請負契約競争入札参加資格を申請する方へ

1 欠格要件

次の欠格要件に該当する方は、資格審査を受けることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 八幡平市建設工事競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する規則（平成 17 年八幡平市規則第 168 号）第 12 条第 1 項の規定により資格を取り消された者で、その取消処分の期間を経過しない者
- (3) 申請しようとする工種について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者
- (4) 申請しようとする工種について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査を受けていない者又は総合評定値若しくは完成工事高を有していない者
- (5) 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をした者
- (7) 八幡平市暴力団排除条例（平成 25 年八幡平市条例第 16 号）第 2 条第 2 号から第 5 号の規定に該当する者
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金及び雇用保険）への加入義務があるにも関わらず未加入の者

2 八幡平市小規模工事等契約希望者として登録されている方について

競争入札参加資格者名簿に登載された時は、八幡平市小規模工事等契約希望者登録名簿から消除されることになります。

3 資格審査の結果及び資格の有効期間

(1) 資格審査の結果

資格審査の結果は、令和 7 年 3 月下旬に競争入札参加資格者名簿を八幡平市公式ホームページで公表します（審査結果の個別通知は行いません）。その際、入札参加資格が認定された方の以下の情報を当該名簿に掲載しますので、予めご了承ください。

- ・商号又は名称
- ・所在地及び住所区分
- ・工種及び格付等級

(2) 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間です。

受付期間内に資格審査申請書を提出（郵送）しない場合や、記載内容の不備により資格審査申請書が返送され、受付期間内に再度審査を行い受理が出来なかった場合は、次回の受付まで申請できません（次回申請受付は 1 年後を予定）。

4 申請受付工種

建設業法第 2 条第 1 項に係る別表に基づく 29 工種になります。

なお、土木一式工事・建築一式工事・電気工事・管工事・舗装工事の 5 工種については、格付を行います。